

都内避難者の皆様への

定期便

2018

2月号

NO.145



都内に避難されている皆様へ、
東京都からのお知らせをお送りします。

都営住宅の募集について (平成30年2月) (P1~2)

平成30年2月の都営住宅定期募集案内と、平成30年1月より開始された家族向「毎月募集」についてお知らせします。

ふるさとのお知らせ (P5~6)

ふるさとの今をお知らせします。今月は福島県からです。

司法書士による面談・電話相談のご案内 (P8)

東京司法書士会が実施する法律相談のご案内です。

都内に避難されている皆様へのアンケートについて (P3~4)

都内に避難されている皆様へのアンケートについて、昨年度のアンケート結果のお知らせと今年度のご協力をお願いします。

現地の応援団より (P7)

東北で働く応援団をご紹介します。今月は、宮城県に派遣されている東京都職員からです。

東京しごとセンター (P9~10)

東京都が実施する就労相談などのご案内です。

※ 今回「都内避難者相談拠点のご案内」は別添えとなっています。

次号の発送は、平成30年3月1日を予定しています。

都営住宅の 募集について

平成30年2月

都営住宅の定期募集が実施されます。

▶ 募集日程

平成30年2月1日(木)～9日(金)

今回の定期募集は、家族向（ポイント方式）、単身者向・シルバーピア※（抽せん方式）となります。

申込書は募集期間中（土曜・日曜を除く）に限り東京都住宅供給公社都営住宅募集センター、各窓口センター、都庁、区役所、市役所、町村役場で配布します。

■ 都営住宅 定期募集

募 集 月	対 象 者
平成30年2月	1. 家族向（ポイント方式） 2. 単身者向・シルバーピア※（抽せん方式） 病死の発見が遅れた住宅等を含みます。
（次回予定） 平成30年5月	1. 家族向・単身者向等（抽せん方式）

※シルバーピア：都内に3年以上居住している65歳以上の単身者や夫婦世帯を対象とし高齢者向けの設備仕様を備えた高齢者集合住宅

（注）入居までの期間については住宅によって違いがありますが、申込後、おおよそ5か月～1年後、あき家の発生状況によっては、これ以降になる場合もあります。

■ 平成29年度 家族向 毎月募集

平成30年1月以降、毎月中旬頃、抽せん方式による入居者募集を行います。

申 込 方 法※	対 象 者
募集案内及び申込書は、募集期間に東京都住宅供給公社ホームページに公表します。 〔ホームページから申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。〕	都営住宅の入居基準を満たし、かつ以下の世帯 1. 若年夫婦・子育て世帯 2. 都営住宅の定期使用許可日から5年が経過した世帯 3. 事業再建者世帯 4. 東日本大震災等の被災者世帯

※ 申込資格等の詳細は、毎月募集の募集期間にご確認ください。

問合せ先

JKK東京〈東京都住宅供給公社〉都営住宅募集センター

電話

03-3498-8894

午前9時から午後6時
(土・日・祝日を除く)

URL

<http://www.to-kousya.or.jp/toeibosyu/>

都営住宅の募集について、ご紹介します。

Q. 家族向「毎月募集」とは？

A. 毎月中旬頃、東日本大震災等の被災世帯を含む家族向に募集します。単身者向の募集はありません。募集案内及び申込書は、募集期間に公社ホームページに公表します。公社ホームページから申込書をダウンロードし、郵送でお送りください。

※募集地区及び申込資格等の詳細は、毎月募集の募集期間に公社ホームページまたは左ページのお問合せ先にご確認ください。

Q. 家族向「毎月募集」の対象となる「東日本大震災等の被災者世帯」とは？

A. 東日本大震災により滅失した住宅に居住していた方や福島県原子力事故による避難指示区域または支援対象地域に居住していた方を対象としています。避難指示区域・支援対象地域に該当するかは、お住まいだった市町村へ、その他の詳細については左ページの問合せ先までお問い合わせください。

Q. 被災者等の申込みに優遇倍率があると聞いたんだけど？また、「毎月募集」には適用されるのですか？

A. 毎月募集には適用されません。

5月・11月募集の家族向（一般募集住宅）のうち、優遇抽せんのある地区については、「優遇倍率5倍」が適用されます。「父子世帯」や「母子世帯」など世帯構成や年齢等の条件にあてはまる場合は「優遇倍率7倍」が適用されます。

単身向（一般募集住宅）、定期使用住宅には倍率優遇はありません。また、家族向（一般募集住宅）でも優遇抽選のない地区についても、優遇はありません。

優遇倍率については、申込み資格や条件について、申込書やパンフレットでよくご確認ください。

～ 都営住宅の要件に当てはまらない方は～

公社住宅では、先着順による空き家募集を引き続き行っています。お申込みを随時受け付けていますので、下記までお問い合わせください。

東京都住宅供給公社 公社住宅募集センター 移転相談専用窓口

専用ダイヤル 03-6812-1350

※インターネット（JKKねっと）でもお申込みできます。

東京都内に避難されている皆様へのアンケートについて

今回もご協力をお願いします

●ご協力をお願い

東京都では毎年、この時期に皆様の近況や今後のご予定を伺うためにアンケートを実施しております。

本年も、別途アンケート調査票等をお届けし、2月20日（火曜日）までにご回答をお願いする予定です。

度々お手数をお掛けし恐縮ですが、ご協力を頂ければ幸いです。



◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆ 昨年度のアンケート結果と活用法について ◆◆◆◆◆◆◆◆◆◆

昨年度、ご回答いただいた内容につきましては、集計結果を岩手県、宮城県、福島県及び都内区市町村等の関係行政機関にも提供し、それぞれ連携しながら施策に役立ててきました。

昨年度のアンケートの結果と今年度の取組について簡単にご紹介します。

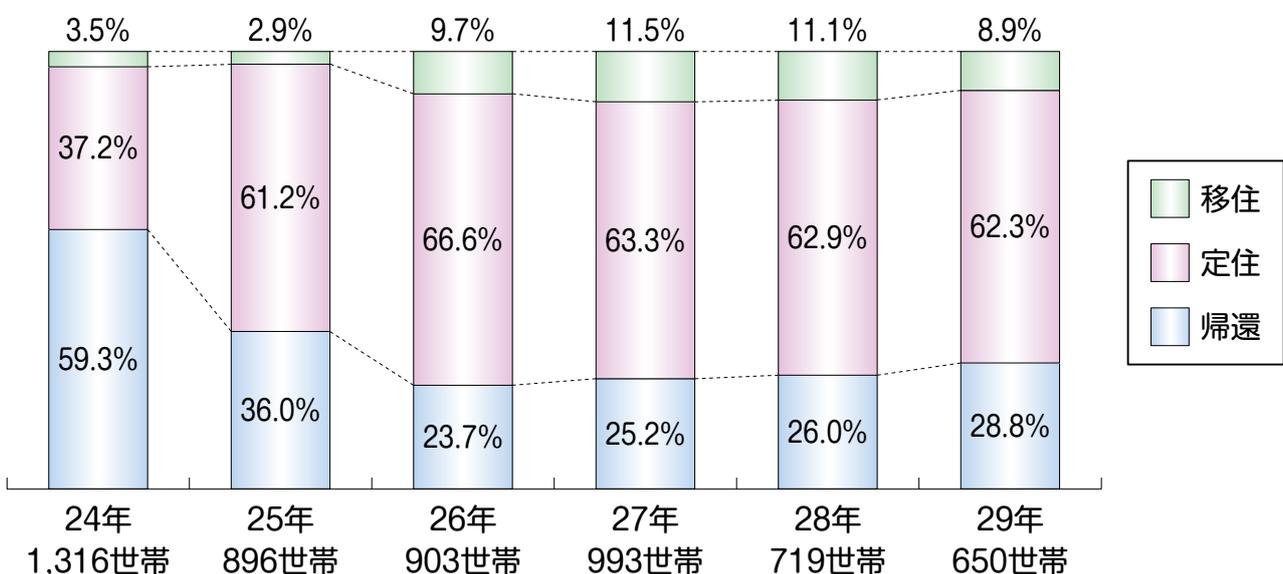
※ アンケート結果の詳細については、ホームページでご覧になれます。

[都内避難者アンケート結果](#) [検索](#)

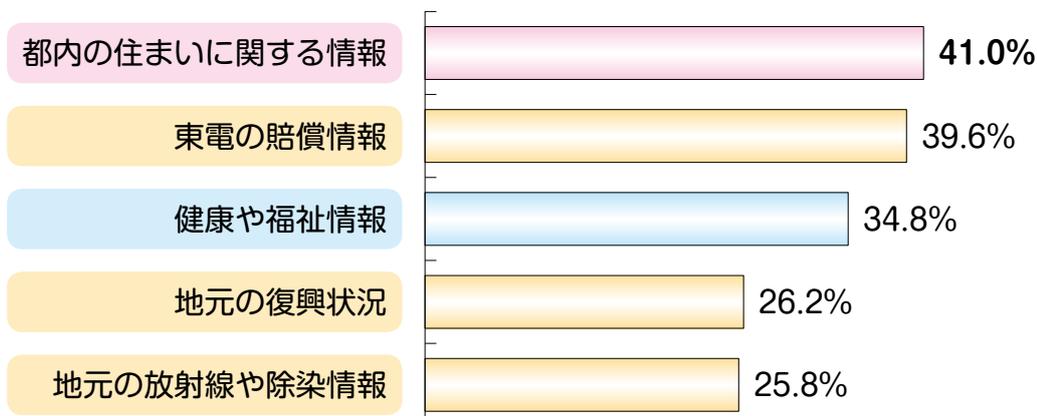
今後の居住先について (単数回答)

昨年度
アンケート結果

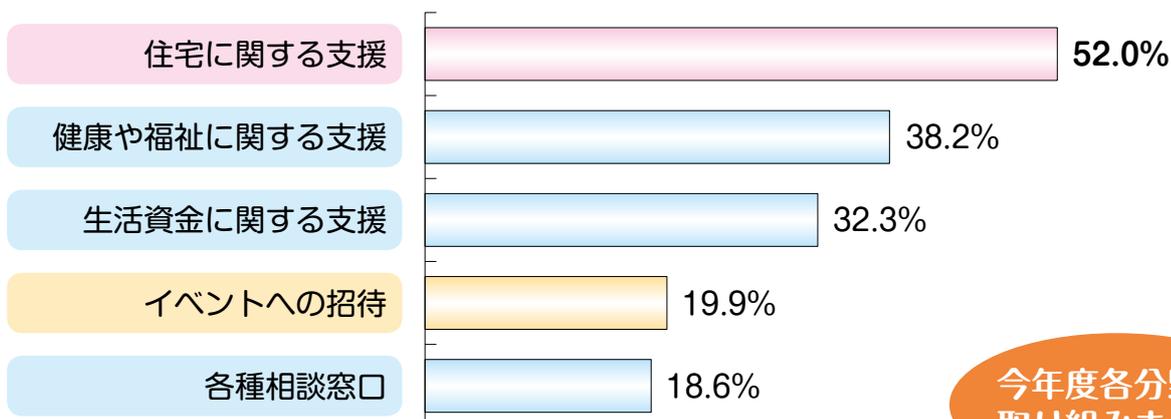
- 地元県内に戻りたいと考えている方（帰還）の比率が微増したものの、都内に定住を考えている方（定住）の比率が6割超と最も多い（前回と同様）



ご自身にとって有益な情報 【複数回答 (n=747)】



今後期待する支援策 【複数回答 (n=733)】



今年度各分野で
取り組みました

住宅に関すること

- ⇒ 応急仮設住宅が終了する方への都営住宅入居者募集（専用枠）を実施
- ⇒ 都営住宅定期募集などを「定期便」（今月号にも！）でお知らせ

健康・福祉に関すること

- ⇒ 区市町村、社会福祉協議会と担当者連絡会を開催、情報を共有
- ⇒ 「都内避難者相談拠点」で相談受付、専門の相談窓口のご案内

情報提供の充実

- ⇒ 「定期便」で月替わりの岩手県、宮城県、福島県復興状況などをお届け
- ⇒ 原子力損害賠償に関する相談会や各種イベント情報などのお届け

就職に関すること

- ⇒ 「東京しごとセンター」での就職支援、「東京都緊急就職支援事業」を実施

●お問合せ先

東京都総務局復興支援対策部都内避難者支援課 ☎ 03-5388-2384

ふるさとからのお知らせ

今月は福島県からお知らせします。

就職支援について

① 求人アプリ「スタンバイ 福島県求人アプリ」がリリースされました

昨年11月1日より、福島県内の求人情報を集約したアプリ「スタンバイ 福島県求人アプリ」がリリースされました。このアプリでは、福島県内の豊富な求人情報を収集できるだけでなく、地図上で情報を検索できる機能が搭載されており、自分に最適な求人が見つかった際には、アプリ内で応募することも可能です。



問 経済産業省委託事業福島求人支援チーム応募事務局 ☎ 0120-910-195

「AppStore」「Google play」からダウンロードできます。

Download on the App Store | Get it on Google play

求人アプリ「スタンバイ」に 福島県の求人が大集合!

地図で探せる!

地図から仕事を
探せます

豊富な求人情報!

あらゆるサイトから
まとめて検索

あなたに合った仕事が届く

待ってるだけで
仕事が届く!

スマホから応募できる!

「スタンバイ」から
直接応募できて
楽チン!

応募

面接

採用が決まったら
入社

アプリを使わず探すなら! ▶▶▶

検索

是非QRコードにスマホ・携帯をかざして求人情報をチェックしてください。

https://stanby.jp ▶TOPページ ▶「ふくしまで働こう! 復興エリア求人特集」をクリック

引越し代等をサポート ▶▶▶ 就職・転職にあたり、転居支援制度があります! ※制度の利用には条件がございます。詳しくはご相談ください。

経済産業省委託事業 福島求人支援チーム応募事務局

事業運営会社: 株式会社ビズリーチ

協力: 厚生労働省福島労働局、公益社団法人 福島相双復興推進機構 (福島相双復興官民合同チーム)

「にんな求人ない?」「雇い手の書き方が分からない」「実際に面接に行ってみたりなど、まずは応募事務局へお電話!」にお問合せください

☎ 0120-910-195

受付 9時～17時 平日10～17時

Email: info.lukushima@bizreach.co.jp (24時間受付)

② ふるさと福島就職情報センターのご案内

東京都内と福島市内に設置している「ふるさと福島就職情報センター」において、専門の相談員によるきめ細かい就職相談や職業紹介、首都圏等に避難されている方への巡回就職相談などを実施します。

	住 所	電話番号	利用 時 間
東京窓□	東京都千代田区有楽町2-10-1 東京交通会館8階 (福が満開、福しま暮らし情報センター)	03-3214-9009	火～日曜日 午前10時～午後6時 (祝日・年末年始・お盆を除く)
福島窓□	福島市三河南町1-20 コラッセふくしま2階	024-525-0047	月～土曜日 午前10時～午後7時 (祝日・年末年始を除く)

問 福島県庁 雇用労政課 ☎ 024-521-7290

Fターン

検索

住宅について

① 復興公営住宅の入居者募集

原子力災害により現在も避難指示を受けている方や避難指示が解除された区域の方に対し、復興公営住宅の募集を行います。

● 募集期間 1月29日(月)から2月16日(金)まで

なお、対象団地、入居要件等については、下記にお問い合わせください。

問 福島県復興公営住宅入居者支援センター ☎ 024-522-3320

復興公営住宅 入居

検索

復興公営住宅 進捗

検索

復興公営住宅の
整備状況に関する
情報はこちらから

② 仮設住宅等入居者向け県営住宅の入居者募集

応急仮設住宅等に避難している世帯のうち、平成23年3月11日時点で福島県中通り及び浜通り(避難指示区域は除く)に居住していた方に対し、県営住宅を優先的に提供いたします。

※募集期間等の詳細は、希望する地区の県営住宅管理室にお問い合わせください。

問 ● 県北地区県営住宅管理室 ☎ 024-521-7991

● 県中地区県営住宅管理室 ☎ 024-935-1518

● 県南地区県営住宅管理室 ☎ 0248-23-1623

● 会津地区県営住宅管理室 ☎ 0242-29-5526

● 相双地区県営住宅管理室 ☎ 0244-26-5114

● いわき地区県営住宅管理室 ☎ 0246-35-1733

③ 不動産取得税の軽減措置(被災代替不動産、三世帯同居・近居住宅)

東日本大震災及び原子力災害により被災した家屋とその敷地、農地の所有者がそれらに代わるものを取得した場合、取得した家屋とその敷地、農地に係る不動産取得税が軽減されます。

また、子育て支援策の一環として、18歳未満の方を含む三世帯以上の方が同居または近居する住宅を2017年4月1日から2020年3月31日までに取得した場合、取得した住宅に係る不動産取得税が2分の1に軽減されます(福島県内の住宅に限ります)。詳しくは下記までお問い合わせください。



問 ● 県北地方振興局 ☎ 024-521-2694

● 県中地方振興局 ☎ 024-935-1254

● 県南地方振興局 ☎ 0248-23-1517

● 会津地方振興局 ☎ 0242-29-5254

● 南会津地方振興局 ☎ 0241-62-5214

● 相双地方振興局 ☎ 0244-26-1126

● いわき地方振興局 ☎ 0246-24-6033

● 福島県庁税務課 ☎ 024-521-7068

ふくしま避難者交流会を開催しました

昨年12月23日(土・祝)、東京国際フォーラムにて、「ふくしま避難者交流会」が開催されました。

当日は、約100名の方が参加され、訪れた吉野復興大臣、内堀福島県知事と一緒に、古里の思い出話などに花を咲かせるとともに、福島県立いわき総合高校の生徒によるフラダンスショー、避難されている方が制作した小物品等の展示など、賑やかな交流会となりました。

問 福島県庁 避難者支援課 ☎ 024-523-4157



避難者交流会の様子

現地の応援団より

東北で働く応援団をご紹介します。

今月は宮城県に派遣されている東京都職員からです。

私たちが派遣されている宮城県気仙沼土木事務所は、気仙沼市と南三陸町を管轄しており、復旧・復興事業としては、沿岸部の道路、河川及び海岸などの整備を実施しています。私たちは、気仙沼市の沖ノ田地区の河川堤防や、南三陸町の歌津地区の復興道路などの、復旧・復興工事に向けた用地取得等に係る事務を担当しています。

現在、この地域では、いくつかの大規模なまちづくりが行われており、日々新しい道路や建物ができています。新たに整備された道路などが利用されている様子を見ると、復旧・復興が地域の方々の協力のもとで着実に進んでいることを感じるとともに、復旧・復興事業のより一層の推進に向けて、少しでもお役に立てたらと改めて思います。

2017年3月には、気仙沼市本土と大島を結ぶ気仙沼大島大橋の橋桁の架設が完了し、現在も、2019年の供用開始に向けて工事が進められています。島民の方の救急医療などの安全安心の確保・利便性向上のほか、観光や産業の活性化といった市全体の地域振興が期待されます。

こちらに来て驚いたのは海産物がとても美味しいことです。春はワカメ、夏はホヤ、秋はサンマとカツオ、今の冬の時期なら“海のミルク”といわれるカキなど、季節ごとの旬の食べ物が豊富であり、食べ物を通して季節を感じることができます。冬の寒さには慣れるのに苦労していますが、その分空気が澄んでおり、星空も近く感じられ、東京ではあまり見られない流れ星を見ることもできました。

帰任まで残りわずかとなりましたが、現地の復旧・復興に向けて、私たちも最後まで後押しができるよう頑張ります。



名勝 神割崎（南三陸町）



気仙沼大島大橋



夕暮れの気仙沼港

東京都（宮城県気仙沼土木事務所派遣）職員
小川 めぐみ、郡司 麻奈美、小島 大武、藤ヶ谷 悠己



東京司法書士会では都内で避難生活を送られている被災者や避難者の方へ支援活動を行っております。みなさまへ寄り添い、少しでもお力になれますよう、情報提供や法律相談等の支援を続けてまいります。

原発ADR電話相談会・面談相談会を開催します！

平成30年3月4日(日) 午前10時～午後4時

電話番号(フリーダイヤル)と面談相談方法は、同封の案内チラシでお知らせしています。



Q 「原発ADR」とは何ですか。

A 福島原発事故に関する東京電力(東電)への損害賠償請求方法の一つです。原子力損害賠償紛争解決センター(原紛センター)に和解の仲介を申し立て、申し立てた方と東電の間で和解が成立した場合、東電から和解金が支払われます。

メリットとして、東電への直接請求では認められなかった費用について和解が成立したケースが多数あること、裁判より時間がかからず手続きが比較的簡単であること等があります。また、避難費用だけなど特定の費用に限定して請求することもできます。

Q 自主的避難で、東電への直接請求で賠償金を受取っていますが、交通費などの実費だけでも全く足りません。さらに原発ADRで避難費用の請求することはできますか。

A 自主的避難をされた方の避難費用について、原発ADRで和解が成立したケースは多数あります。各ケースの事情などにもよりますが、避難費用で和解が成立した例として、交通費(避難、一時帰宅、家族間の面会、帰還)、家財購入費、家賃、駐車場料金、放射線測定器代、二重生活にともなう生活費増加分などがあります。

なお、直接請求で受取り済みの賠償金分が差し引かれて支払われることとなります。

面談による相談(予約制)

- 東京司法書士会総合相談センター(四谷・月曜～金曜 午後5時～8時
火曜・土曜 午後1時～4時)

ご予約電話番号：03-3353-9205

予約受付時間：平日午前9時～12時、午後1時～5時

場所：東京都新宿区四谷本塩町4-37 (JR・東京メトロ 四ツ谷駅 徒歩約4分)

- 三多摩総合相談センター(立川・水曜 午後5時～8時
木・土曜 午後1時～4時)

ご予約電話番号：042-548-3933

予約受付時間：平日午前10時～午後4時

場所：東京都立川市曙町2-34-13 オリピック第3ビル202-A

(JR立川駅 北口 徒歩6分、多摩都市モノレール 立川北駅 徒歩5分)

電話による相談

電話番号：03-3353-2700

相談時間：平日 午前10時～午後3時45分 ※通話料はご相談者様の自己負担となります。